

公示番号：161039

国名：ラオス

担当部署：ラオス事務所

案件名：公共投資・財政管理分野における情報収集・確認調査（公共投資監理）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：公共投資監理
- (2) 格付：2～3号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年3月上旬から2017年4月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.55M/M、現地 1.00/M、合計 1.55M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
3日	30日	8日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2月1日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)
提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報
>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))
>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)
(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>)をご覧ください。なお、
JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても
受領致しかねます。ご留意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロ
ポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年2月10日
(金)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	公共投資監理に係る各種調査・技術指導
対象国／類似地域	ラオス／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

ラオス人民民主共和国（以下「ラオス」）では、計画投資省（以下、Ministry of Planning and Investment: MPI）が公共投資事業の運営監理全般に責任と権限を有する機関として位置づけられている。同省は国会で承認される公共投資事業の予算に対して審査を行い、各分野における事業の妥当性や効率性などについて検証するとともに、定期的なモニタリング及び評価を実施し、その結果を国会に報告する。しかしながら、MPI及びその出先機関にあたる県計画投資局や郡の計画投資事務所の事業監理能力が不足しているため、ラオスの国内予算で実施される公共投資事業の全体が効果的に行われず、5カ年国家社会経済開発計画（National Socio-Economic Development Plan: NSEDP）の目標達成に対する貢献度も不明確であり、計画と実施の間に大きな乖離が生じる等の問題が発生している。

このような状況の下、ラオス政府主導の公共投資事業が適切に審査、モニタリング、評価されることを目標に、MPIをカウンターパート（以下、C/P）としてJICAは2004年11月から2007年10月まで技術協力プロジェクト「公共投資プログラム運営監理能力向上プロジェクト（以下、PCAP）」を実施した。PCAPでは、①国内開発予算に合わせた事業審査ツールや財務・環境・社会分析等の運営監理手法の開発及び書式の作成、②MPIと県計画投資局に対する能力開発モデルの策定、及びモニター県や省庁を中心とした各組織への技術移転・普及を行った。PCAP終了後、フェーズ2として技術協力プロジェクト「公共投資プログラム運営監理強化プロジェクト（以下、PCAP2）」を2008年3月から2011年8月まで3年半の間実施し、①PCAPで開発した手法のさらなる改善（予算編成・予算管理、セクタープログラム、郡レベルで実施される公共投資事業の運営監理、ODAカウンターパートファンドの監理）、②上記①のツールの全国及び全省庁への普及、③MPIに対し公共投資法策定の支援を行った。さらに、PCAP2の後継案件として技術協力プロジェクト「国家社会経済開発計画に基づく公共投資計画策定支援プロジェクト（PCAP3）」を2012年3月から2016年9月まで4年半の間実施し、MPIとその出先機関にあたる県計画投資局や郡の計画投資事務所において、①中期公共投資計画の策定支援、②公共投資事業を適切に運用・維持管理するための仕組み作り、③ODA案件情報の運営監理方法改善、④郡レベルにおける公共投資事業の運営監理能力強化の仕組み作りの支援を行った。これらにより、公共投資予算管理を含む中期的な枠組みの中での公共投資計画の運営監理に必要な大部分の業務プロセスのツール・手法開発、制度化、能力向上が行われてきた。

近年、ラオスは財政状況が悪化しつつあり、そのような状況下、ラオス政府は、2015年には地方議会を設置するとともに、予算法及び公共投資法を改正し、県レベルでの承認権限の強化などの地方分権化や、歳出管理・対外債務管理の改善、予算シーリングの明示化、複数年度予算管理導入を徐々に進めている。

2016年の日ラオス首脳会談を経て、ラオスに対する財政再建のための支援が両国

の重点課題となったことを踏まえ、JICA はさらなる公共投資事業監理分野の技術協力を検討中であるが、同分野における支援はすでに 12 年間に渡っている。このため、本調査は、今までの支援内容及び成果を振り返り、ラオス政府の公共財政管理の枠組みから公共投資監理を見直し、現状及び優先課題を明らかにし、その結果とラオス政府が進める制度改善の方針に基づき、JICA が貢献できる具体的支援策を検討することを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る JICA の具体的支援策の検討のために必要な以下の調査を行う。また、本業務従事者は、公共財政管理を担当する業務従事者が作成する部分を含めた調査報告書（案）全体の取りまとめを行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2017 年 3 月上旬）

- ①関連報告書等の資料・情報の収集・分析の上、本業務の全体像を把握した上で、現地調査で収集すべき情報を検討し、調査全体の方針、方法、調査項目を検討し、調査計画を策定する。
- ②公共財政管理分野の業務従事者と調整の上、必要に応じ、ラオス側関係機関に対する質問票（案）（英文）を作成する。
- ③対処方針会議等に参加し、担当分野に係る調査方針の説明を行う。

(2) 現地業務期間（2017 年 3 月中旬～4 月上旬）

- ①JICA ラオス事務所等との打合せに参加する。
- ②担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。具体的には以下のとおり。なお、情報収集に当たっては、他団員と事前に調整し、効率的な業務の実施に努める。
 - ア) 関連各組織の現状を分析する。
 - (a) 関連各組織の所掌業務に関する資料及びヒアリングから最新状況を把握する。
 - (b) 財務省と計画投資省との間での役割分担（組織体制、公的資金にかかる計画、予算編成、執行、モニタリング等、及び公的債務管理に関する業務分担）及び両省庁間での連携体制を把握する。
 - (c) 県財務局と県計画投資局との間での役割分担を把握する。
 - イ) 公共投資法の改正後の動向を把握・分析する。
 - (a) 改正公共投資法の概要
 - (b) 地方分権に関する法令の改訂状況と公共投資に関する権限規定（地方議会の権限等含む）
 - (c) 公共投資法の改定後の政府内対応状況
 - (d) 現在改訂作業中の PPP decree の内容を把握し、公共投資事業の案件選定プロセスへの影響の有無を確認する。
 - ウ) 公共投資事業の新規案件選定のプロセス（各県、各省庁）や基準を把握・分析する。

- (a) 新規案件選定基準と開発計画の関係（PCAP3 の活動でのパイロット県（チャンパサック県）など他県とのギャップや相違点の分析、主要省庁における手続きの分析）
- (b) 新規案件選定プロセス（中央と地方、各省庁で相違点があれば明記すること）
- (c) 中央政府予算と県予算による公共投資事業の新規案件選定の違い
- (d) 選定された新規案件と実施案件の齟齬などがいないか（ゴーストプロジェクトの発生要因の把握）
- エ) 公共投資事業の実施管理状況などを把握・分析する。
 - (a) 実施中の公共投資事業の事業進捗と成果管理の方法【案件個別レベル】
 - (b) 公共投資事業の評価と次年度予算配分への評価結果の反映方法【計画投資省レベル】
 - (c) 実施中の公共投資事業の予算執行管理と次予算年度計画への反映状況
 - (d) 事業のライフサイクルに応じた複数年度の維持・管理費用の計上の有無と維持管理費用の管理方法（会計システムの概要と稼働状況）
 - (e) ODA 案件情報管理の現状と今後の方向性
- オ) 他ドナーの関連分野における支援状況を把握する。
- ③PCAP、PCAP2、PCAP3 の 3 期にわたる技術協力の成果の実施、活用状況（中央、地方）の確認及び分析・評価をする。
- ④ラオス政府から要請されている技術協力案について、以下の点を確認する。
 - ア) 公共投資事業監理の IT 化の実現可能性・必要性
 - イ) 公共投資事業実施における予算執行モニタリングの現状と課題
- ⑤上記①～④の分析を公共財政管理分野の業務従事者等へ説明の上、共同して公共財政管理及び公共投資監理分野における課題点を抽出し、新規案件の支援内容を提案する。
- ⑥上記①～⑤の調査結果を基に抽出した課題点について、公共財政管理分野の業務従事者と共にラオス関係省庁向けにセミナーを実施する。
- ⑦関係ドナーへの調査結果の共有及び意見交換を実施する。
- ⑧担当分野に係る現地調査結果を JICA ラオス事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間（2017 年 4 月中旬～4 月下旬）

- ①帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ②担当分野に係る現地調査報告書を作成するとともに、公共財政管理分野の業務従事者が作成する現地調査報告書を含めた全体の取りまとめに協力する。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

(1) 調査報告書（案）（和文）

注）本業務従事者が提出する報告書（案）は公共財政管理分野の業務従事者が作成した調査報告書の内容を含めてとりまとめた調査報告書（案）とする。

(2) 収集資料

電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICA コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒ビエンチャン⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地業務期間は2017年3月15日～4月13日を予定しています。

JICAの調査団員は現地調査期間の一部の日程に合流する。すなわち、コンサルタント団員のみで現地調査を行う期間があります。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成（案）は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 政府事業計画（JICA）

ウ) 公共財政管理（JICA）

エ) 協力企画（JICA）

オ) 公共投資監理（本コンサルタント）

カ) 公共財政管理（JICAが別途契約するコンサルタント）

③便宜供与内容

JICA ラオス事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等との調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 通訳備上

必要に応じ、英語⇄ラオス語の通訳を提供

オ) 現地日程のアレンジ

JICA がアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料をJICA産業開発・公共政策部 ガバナンスグループ 行財政金融チーム（Tel：03-5226-8061）にて閲覧できます。

ラオス人民民主共和国「国家社会経済開発計画に基づく公共投資計画策定支援プロジェクト（PCAP3）」

・1年次、2年次及び3年次の進捗報告書

・1年次、2年次及び3年次の業務完了報告書

・ PDM（最終版）

②本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイト
(<http://libopac.jica.go.jp/top/index.do?method=open>) で公開されています。

- ・ ラオス人民民主共和国「公共投資プログラム(PIP)運営監理能力向上プロジェクト(PCAP)」終了時評価調査報告書
- ・ ラオス人民民主共和国「公共投資プログラム運営監理強化プロジェクト(PCAP2)」中間レビュー調査報告書及び終了時評価調査報告書
- ・ ラオス人民民主共和国「国家社会経済開発計画に基づく公共投資計画策定支援プロジェクト(PCAP3)」詳細計画策定調査報告書
- ・ ラオス人民民主共和国「国家社会経済開発計画に基づく公共投資計画策定支援プロジェクト(PCAP3)」中間レビュー調査報告書

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ラオス事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

以上